主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

- 控訴人

1 原判決を取消す。

2 被控訴人の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

二 被控訴人

主文第一項と同旨の判決を求める。

第二 当事者の主張

当事者双方の主張は、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 当裁判所も、本件命令(主文第一項及び第二項)を違法としてその取消しを求める被控訴人の本訴請求は正当として認容すべきであると判断するが、その理由は、原判決の理由三及び四を次のとおり改めるほかは、原判決理由説示と同一であるから、これを引用する。

三 本来企業施設は企業がその企業目的を達成するためのものであつて、労働組合 又は組合員であるからといって、使用者の許諾なしに当然に企業施設を活動のために当然組合員が組合活動のために会業施設を使用するのを受忍すべき義務を負うというではないことは、当該組合がいわゆる企業内組合では、労働組合では、労働組合では、労働組合であるところがない。このように解するとは、労働組合であるところがない。このように解するとは、労働組合であるに対し、ただ最小限とは、カウリエーションその他の活動のために企業施設の使用を認める場所のは、この点において、企業が労働安全衛生法第七〇条の規定に基づいる場合とは、基本的に性格を異にするものといわなければならない。

そして、使用者は、企業目的に適合するように従業員の企業施設の利用を職場規律として確立する一方、企業目的の達成に支障を生じさせ秩序を乱す従業員の企業施設の使用行為を禁止又は制限しあるいは違反者を就業規則等違反を理由として懲戒処分に付するなどにより、企業目的にそわない施設使用を企業秩序違背として規制し排除することができるのはいうまでもないところである。

真摯に協議を尽くそうとせず、かえつて会社の許諾を得ないままに会社の阻止を実力で排除してこれを使用し続けるという挙にでるという態度を採り続けたものにる以上、会社としても、団体交渉等を通じて組合活動のための会社施設の利用にないて基本的な合意を締結するのが先決であるとして、組合がその後個別的に世というべきであつて、これを権利の濫用ということはできないし、会社が組合員の許諾を与えなかったのも、やむを得ない措置の入れに対して許諾を与えなかったのも、やむを得ない措置の入れに対して許諾を与えながのも、やむを得ない措置の入れに対して許諾を与えながのも、会社が組合員集会の中止命令を発するなどの措置を採った中止合いようとはできないは組合が無許諾で従業員食堂を組合活動のために使用した場合によるといるの責任者の責任を追及し処分の警告を発するなどしたのは、先にみたようなよるの責任を追及し処分の警告を発するなどしたのは、先にみたようないもの法できない。

したがつて、会社の措置が組合に対する不当労働行為に該当するものとしてなされた本件命令(主文第一項及び第二項)は違法というべきであつて、その取消しを求める被控訴人の本訴請求を認容した原判決は正当である。

二 よつて、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担については行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第九五条及び第八九条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 香川保一 越山安久 村上敬一)